

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成25年10月29日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成25年11月26日午前10時30分

2 公売（入札）締切日時

平成25年11月26日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地

京都市中京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成25年11月26日午前10時30分

6 開札の日時

平成25年11月26日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成25年12月3日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地

京都市中京区役所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

平成25年12月3日午後3時00分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

公売中止

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買
- (6) 公売財産の権利移転に伴う **公売中止** は、買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について^{かし}瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

(別紙)

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 1.5

2 見積価額

34,180,000円

3 公売保証金

3,420,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区醍醐勝口町

地 番 1番3

地 目 宅地

地 積 292.88㎡

(2) 土地

所 在 京都市伏見区 **公売中止**

地 番 1番30

地 目 宅地

地 積 13.66㎡

(3) 土地

所 在 京都市伏見区醍醐勝口町

地 番 1番31

地 目 宅地

地 積 121.47㎡

(4) 土地

所 在 京都市伏見区醍醐勝口町

地 番 1番32

地 目 宅地

地 積 218.53㎡

(5) 土地

所 在 京都市伏見区醍醐槇ノ内町

地 番 1 1 8 番

地 目 宅地

地 積 1. 6 6 m²

(6) 建物

所 在 京都市伏見区醍醐勝口町 1 番地 3

家屋番号 1 番 3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 7 7. 7 4 m²

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、地下鉄東西線「醍醐」駅から南東へ約 1. 5 k m (道路距離) に位置する。

(2) 公売財産(1)~(5)は、南側約 1 1. 3 m が幅員約 5 m の舗装市道に等高に接面、北西側約 3. 3 m が幅員約 5 m の舗装市道に等高に接面、西側約 3. 9 m が幅員約 1. 7 ~ 2 m の未舗装 (一部簡易舗装) 市道に最大約 2. 4 m 高位接面する不整形地である。

なお、平成 2 5 年 9 月現在、西側に接面する未舗装市道には第三者が動産等を置いており、通行し難い状態にある。

(3) 公売財産(1)~(5)のうち、南側部分 (公売財産(4)) が約 1. 8 m 高くなっており、敷地内に高低差がある。

(4) 公売財産(1)は、公売財産(6)の敷地として利用されている。

(5) 公売財産(6)の建築時期は昭和 4 5 年 8 月頃であるが、経年以上の摩滅・老朽化が認められる。また、西側部分には未登記の増築部分 (概測約 2 5 m², 増築時期不詳) がある。

6 法的規制、利用状況等

(1) 第一種中高層住居専用地域, 指定建蔽率 6 0 %, 指定容積率 2 0 0 %, 日影規制 (二), 1. 5 m 第一種高度地区, 宅地造成工事規制区域, 山ろく型建造物修景地区 (伏見・山科地区), 近景デザイン保全区域 (5), 屋外広告物第 2 種地域

公売中止

(2) 公売財産(6)は平成25年9月現在、所有者が居住している。

7 その他公売条件

(1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。

(2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)

公売中止